

広島県告示第115号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年2月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市沼隈町常石1083番地 ツネイシ境ガ浜リゾート株式会社 代表取締役社長 神原 秀忠
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市浦崎町大平木1344-1～4 リゾートホテルベラビスタ境ガ浜

2 申請の内容

66-3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設2基及び66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設8基を廃止し、66-3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設1基及び66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基を設置する。また、66-3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設3基及び66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設48基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66-3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設2基 廃止

(その2) 66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設8基 廃止

(その3) 新設

種	類	66-3イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (屋外展望 BAR (B ₁₂))	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (新館 (C) (C ₆₅₅))
能	力	50人	2人/基

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		着工後60日		着工後60日		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		3時間/日 (パーティ時及び夏場)		24時間/日		
	項目		通常	最大	通常	最大	
	汚水の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.5~9.0	5.5~9.0	5.5~9.0	5.5~9.0
		水質	生物化学的酸素要求量	250	300	100	150
			化学的酸素要求量	150	300	72	110
			浮遊物質量	200	250	20	30
			窒素含有量	60	75	60	75
			リン含有量	10	15	10	15
			n-ヘキササン抽出物質	20	30	20	30
	大腸菌群数	3,000	3,000	10,000	10,000		
汚水等の量 (単位: m ³)		2.0	3.0	6.32	6.32		
汚水等の排出先		マリンパーク境ガ浜 合併処理し尿浄化槽		マリンパーク境ガ浜 合併処理し尿浄化槽			

(その4) 新設

種	類	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (新館 (C) (C ₆₇₁))	
能	力	2人/基	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着工後60日
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間/日 (パーティ時及び夏場)	
	項 目		通常	最大
	汚 水 等 の 汚 染 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.5~9.0	5.5~9.0
		生物化学的酸素要求量	100	150
		化学的酸素要求量	70	110
		浮遊物質 量	20	30
		窒素含有量	60	75
		リン含有量	10	15
		n-ヘキサン抽出物質	20	30
	大腸菌群数	10,000	10,000	
汚水等の量 (単位: m ³)		6.32	6.32	
汚水等の排出先		マリンパーク境ガ浜 合併処理し尿浄化槽		

(その5) 変更

		変更前	変更後
種	類	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (別館 (B ₂))	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (別館 (B ₂))
能	力	156 食	256 食
工 期 等	工事着手予定年月日	-	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	-	着工後 60 日
	使用開始予定年月日	-	完成後直ちに

使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位: m ³)	5.0	9.36	9.52	14.88

(その6) 変更

		変更前	変更後			
種	類	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (2F 厨房 B ₉)	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (2F 厨房 B ₉)			
工期等	工事着手予定年月日	-	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	-	着工後 60 日			
	使用開始予定年月日	-	完成後直ちに			
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位: m ³)	1.87	3.03	1.87	3.2

(その7) 変更

		変更前	変更後
種	類	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (バーベキューハウス (B ₇))	66-3 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (レストラン サデン)
工期等	工事着手予定年月日	-	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	-	着工後 30 日
	使用開始予定年月日	-	完成後直ちに

使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位：m ³)	10.0	15.48	10.0	22.68

(その8) 変更

		変更前		変更後		
種	類	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (本館(C)(C ₆₀₂ , C ₆₀₅ , C ₆₀₆ , C ₆₀₉ , C ₆₁₀ , C ₆₁₃ , C ₆₂₄ ~C ₆₂₉ , C ₆₃₄ , C ₆₃₇ , C ₆₃₈ , C ₆₄₁ , C ₆₄₂ , C ₆₄₅ ~ C ₆₅₁ , C ₆₅₆ ~C ₆₅₉ , C ₆₆₁ ~C ₆₇₀))		66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (本館(C)(C ₆₀₂ , C ₆₀₅ , C ₆₀₆ , C ₆₀₉ , C ₆₁₀ , C ₆₁₃ , C ₆₂₄ ~C ₆₂₉ , C ₆₃₄ , C ₆₃₇ , C ₆₃₈ , C ₆₄₁ , C ₆₄₂ , C ₆₄₅ ~ C ₆₅₁ , C ₆₅₆ ~C ₆₅₉ , C ₆₆₁ ~C ₆₇₀))		
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日	-		着工後 60 日		
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに		
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	汚水等の量	(単位：m ³)	31.10	41.19	28.71	41.04

(その9) 変更

		変更前		変更後	
種	類	66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (本館(C)(C ₆₀₃ , C ₆₀₄ , C ₆₀₇ , C ₆₀₈ , C ₆₁₁ , C ₆₁₂ , C ₆₃₅ , C ₆₃₆ , C ₆₄₃ , C ₆₄₄))		66-3ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (本館(C)(C ₆₀₃ , C ₆₀₄ , C ₆₀₇ , C ₆₀₈ , C ₆₁₁ , C ₆₁₂ , C ₆₃₅ , C ₆₃₆ , C ₆₄₃ , C ₆₄₄))	

工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		着工後 60 日	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項目	通常	最大	通常	最大
	汚水等の量 (単位: m ³)	7.27	10.84	7.55	10.8

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし。

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし。

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年 2月26日から平成27年 3月19日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課